

# 「千葉パラダイム」の出現: AI生成物の著作権保護における歴史的転換点

## 2025年千葉県警による全国初の書類送致事例に関する包括的分析報告書

Gemini 3 pro

### エグゼクティブ・サマリー

2025年11月20日、千葉県警サイバー犯罪対策課は、生成AIを用いて作成された画像を無断で複製し、商用利用したとして、神奈川県大和市の27歳の男を著作権法違反（複製権および公衆送信権の侵害）の疑いで千葉地検に書類送致する方針を固めました<sup>1</sup>。本件は、AIによって生成された画像に対して著作権の成立を認め、その侵害を刑事事件として立件した日本全国初の事例として、国内外の法曹界およびテクノロジー業界に激震を与えています<sup>1</sup>。

従来、米国における *Thaler v. Perlmutter* 判決に代表されるように、AI生成物は「人間による創作的寄与」が欠如しているとして、著作権保護の対象外とされる傾向が支配的でした<sup>5</sup>。しかし、千葉県警は文化庁が2024年3月に策定した「AIと著作権に関する考え方」に基づき、被害者である制作者が「2万回以上のプロンプト試行」を含む多大な創作的努力を行っていた事実を重視し、当該画像に「著作物性」を認めました<sup>1</sup>。

本報告書は、この画期的な判断に至った法的論理、特に「2万回のプロンプト」が持つ意味を深堀りし、日本の著作権法制が世界の潮流といかに分岐しつつあるかを分析します。また、この「千葉基準」が今後のクリエイター、企業法務、そして生成AIエコシステム全体にもたらす不可逆的な変容について、詳細な予測と提言を行います。

## 1. 事案の解剖: 千葉県警による摘発の全貌と事実関係

### 1.1 事件の概要と時系列

本件は、生成AIを利用するクリエイター間での権利侵害が、民事訴訟ではなく刑事事件として取り上げられた点において極めて異例です。報道および公開された情報に基づき、事件の事実関係を再構成します。

被害者は千葉県在住の20代男性であり、画像生成AI「Stable Diffusion」を用いて制作活動を行う、いわゆる「AI術師（AI Artist）」と呼ばれる層に属する人物です<sup>1</sup>。一方、被疑者は神奈川県大和市に住む27歳の男で、職業は無職あるいは自営業と報じられています<sup>2</sup>。

事件の発端は2024年8月下旬頃に遡ります。被疑者は、被害者がSNS上に投稿していたAI生成画

像を無断でダウンロードし、自身が販売する電子書籍の表紙として使用しました<sup>1</sup>。被害者がこれを発見し、自身の創作物が無断で商用利用されていることを千葉県警に相談したことで捜査が開始されました。警察の捜査の結果、2025年11月20日、被疑者の行為が著作権法違反に該当すると判断され、書類送検の方針が固められました<sup>3</sup>。

被疑者は警察の調べに対し、「作品に合う素材だった」と供述し、容疑を認めているとされます<sup>4</sup>。通常であれば、このような著作権侵害事案は当事者間での損害賠償請求や差止請求といった民事紛争として処理されることが一般的です。しかし、警察が敢えて刑事案件として立件した背景には、生成AIの急速な普及に伴う法的混乱に対し、一石を投じるという政策的な意図も透けて見えます。

## 1.2 「2万回のプロンプト」という定量的証拠

本件における最大の争点であり、警察が立件に踏み切った決定的な要因は、被害者が主張し警察が認定した「創作プロセス」の濃密さにあります。捜査関係者によると、被害者は当該画像を完成させるために、「2万回以上のプロンプト入力」を行ったと証言しています<sup>1</sup>。

この「2万回」という数字は、単なる作業量の多さを示すだけではありません。これは、ユーザーがAIに対して受動的に結果を委ねていたのではなく、能動的かつ執拗に自己の「思想または感情」を具現化しようとしたプロセスの証明として機能しています。一般的な「txt2img（テキストから画像生成）」では、数回から数十回の試行で満足するケースも多い中、2万回という反復試行は、被害者が明確な完成イメージを持ち、AIが出力する結果に対して拒絶と修正（Refinement）を繰り返したことを示唆しています<sup>1</sup>。

千葉県警は、この膨大な試行錯誤の過程を「詳細な指示と修正を繰り返しながら画像を生成していた」と評価し、単なる機械的な生成ではなく、人間の創意的な意図が介在した「著作物」であると認定しました<sup>3</sup>。これは、AI生成物における著作物性のハードルとして、極めて高い「努力の閾値」が設定されたことを意味します。この判断は、単にプロンプトを入力しただけでは著作権が発生しないという従来の通説を覆すものではなく、むしろ「例外的なまでの関与」があって初めて著作権が認められるという厳しい基準を逆説的に示したとも解釈できます。

## 1.3 創意的寄与のスペクトル構造

本件における法的評価を理解するためには、AI生成における人間の関与を「0か1か」の二元論ではなく、連続的なスペクトルとして捉える必要があります。文化庁のガイドラインは、AI生成物を「AI生成」と「AI利用創作」に区別していますが、その境界線は曖昧です。

今回の警察判断は、創意的寄与のスペクトルにおいて、右端の極めて高密度な領域に位置づけられる行為に対して法的保護を与えたものです。スペクトルの左端に位置する「短いプロンプトを入力して一発で生成された画像」には著作権が発生しないという原則は維持されつつ、右端の「2万回の試行錯誤と修正」を経た画像には人間が主体となった創意性が認められるという判断です。

具体的には、以下のような要素がスペクトル上の位置を決定づけます。

1. 試行回数と修正ループ: 単発の生成か、生成結果を確認してプロンプトを修正するフィードバックループが存在するか<sup>7</sup>。

2. 指示の具体性: 抽象的な「猫の絵」という指示か、構図・照明・画風・色彩などを詳細に指定する長文プロンプトか<sup>8</sup>。
3. 選択の創造性: 無数に生成された中から単に好みのものを選ぶだけか、自己の表現意図に合致する唯一のものを選び出すか<sup>9</sup>。

千葉県警は、被害者の行為がこのスペクトルの右端、すなわち「創作的寄与」が明確に認められる領域に達していると判断したのです。この論理構成により、警察は「AI生成物には著作権がない」という大雑把な社会的通念に対し、「やり方次第では成立する」という強力なカウンターパートを提示したことになります。

## 2. 法的枠組みの深層:なぜ「千葉」で著作権が成立したのか

### 2.1 著作権法第2条第1項第1号の再解釈

日本の著作権法における「著作物」の定義は、「思想又は感情を創作的に表現したものであつて、文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するものをいう」とされています(同法2条1項1号)。AI生成物において常に問題となるのは、「思想又は感情」の主体性と「創作的」な表現行為の有無です。

AIが自律的に生成したコンテンツには、定義上、人間の「思想又は感情」が含まれないため、著作物性は否定されます。しかし、人間がAIを「道具」として利用した場合、その生成物は人間の思想または感情の表現物となり得ます。この「道具性」の認定こそが、本件の核心です。

### 2.2 文化庁「AIと著作権に関する考え方」の適用

2024年3月、文化庁は「AIと著作権に関する考え方」と題する公式見解を発表しました<sup>10</sup>。この文書は、法的拘束力を持たないものの、実務上の指針として極めて重要な役割を果たしており、今回の千葉県警の判断もこのガイドラインに強く依拠しています。

同ガイドラインでは、AI生成物に著作物性が認められるための判断要素として、以下の点を挙げています。

- 指示・入力(プロンプト等)の分量・内容: 詳細な指示があれば、創作的意図が認められやすい<sup>12</sup>。
- 生成の試行回数: 単に数が多いだけでは不十分だが、生成結果を確認し、修正を加えながら試行を繰り返す行為は、創作的寄与を肯定する要素となる<sup>7</sup>。
- 複数の生成物からの選択: 単なる選択は創作的寄与とは言えないが、選択行為自体に創作性(編集的要素など)が含まれる場合は考慮される<sup>9</sup>。
- 加筆・修正: 生成された画像に対して、人間が手作業で修正(例: Inpainting機能やPhotoshop等による修正)を加えた場合、その部分には確実に著作権が発生する<sup>10</sup>。

千葉県警は、被害者の「2万回以上」というプロセスを、ガイドラインが示す「生成結果を確認し、修正を加えながら試行を繰り返す行為」の典型例として捉えたと考えられます。被害者は、AIが出力するランダムな結果の中から偶然良いものを選んだのではなく、2万回の修正を通じて、AIの出力を自己

の脳内イメージへと強制的に収束(Converge)させたのです。この「収束させる意思と行為」こそが、著作権法が保護すべき「表現行為」と認定されたわけです。

## 2.3 循環的ワークフローによる「道具性」の確立

本件で認定された創作プロセスは、一般的なAI利用とは質的に異なる「循環的ワークフロー」として理解すべきです。

通常の「カジュアルな利用」では、プロセスは直線的です。ユーザーがプロンプトを入力し、AIが画像を生成し、そこでプロセスは終了します。この場合、生成された画像の主要な決定要因はAIのアルゴリズムと学習データであり、ユーザーの関与は希薄です。

対照的に、本件被害者のワークフローは循環的であったと推測されます。

1. 初期プロンプト入力: 大まかな指示を与える。
2. 生成と評価: 出力された画像を人間の目で評価する。
3. パラメータ調整とプロンプト修正: 意図と異なる部分(例:指の形、背景の光、画風のニュアンス)を特定し、プロンプトの重み付けやSeed値、CFGスケール、Negative Promptを調整する。
4. 再生成: 修正を反映させて再度生成する。
5. 反復: この2~4のプロセスを数千回、数万回繰り返す。

この循環の中で、AIは次第に「自律的な生成者」から、ユーザーの手足となって動く「高度な筆」へと変質していきます。2万回目の生成画像は、もはやAIが勝手に作ったものではなく、ユーザーが2万回の微調整を通じて「作らせた」ものと言えます。千葉県警の判断は、このプロセス全体を不可分な創作行為として捉えた点に画期性があります。

---

## 3. 国際比較: 世界の中で突出する日本の判断

### 3.1 米国との対比: 厳格な「人間性」要件

日本の今回の動きは、米国の司法判断とは対照的位置にあります。米国においては、著作権局(USCO)および連邦裁判所は、AI生成物に対して極めて厳格な姿勢を崩していません。

- **Thaler v. Perlmutter (2023):** スティーブン・セイラー博士が自身のAI「Creativity Machine」によって生成された作品の著作権登録を求めた訴訟において、連邦地裁は「人間の著作者性(Human Authorship)」は著作権の根本的な要件であるとして、登録を拒否した著作権局の判断を支持しました<sup>5</sup>。
- **Zarya of the Dawn (2023):** USCOは、クリスティーナ・カシュタノヴァ氏のコミックブックに関し、テキストやレイアウトの著作権は認めたものの、Midjourneyによって生成された個々の画像の著作権登録を取り消しました。USCOは、プロンプト入力は結果を「予測」できず、ユーザーが結果を「制御」していないため、伝統的な著作者の要件を満たさないと判断しました<sup>15</sup>。

米国のアプローチは、プロンプトをあくまで「アイデアの提示」と見なし、表現の主体はAIにあると考えます。これに対し、今回の日本の事例(千葉モデル)は、プロンプトと試行錯誤の積み重ねを「表現の

制御」と認め、結果に対する人間の支配権を肯定しています。

## 世界的な分岐点：AI著作権の法的基準

国・地域	主な判例・法規制	法的理念	プロンプトの扱い	出力の著作権性
日本	千葉県警 生成AI著作権法違反事件 (2025年)	「千葉解釈」：中国の理論と類似し、人的創作性を柔軟に解釈	創意的寄与があれば認められる傾向	条件付き認定
中国	広州インターネット裁判所判決	知的投資理論・独創性重視	人間の独創的な貢献とみなされる	認定
米国	Thaler v. Perlmutter 判決	厳格な「人間による創作」要件	単なる指示は創作とみなされない	否定(原則)
欧州連合 (EU)	EU AI法 (AI Act) / 行動規範	透明性と基本的権利の保護	学習データの透明性を義務化	規制枠組み内で議論中

表1：AI著作権基準の比較分析。日本の「千葉解釈」は中国の「知的投資」理論に近く、米国の厳格な「人間による創作」要件とは異なる。

Data sources: Innovatopia, Houmu-Pro, TandF Online, US Copyright Office, IGN, Bruegel

### 3.2 中国との接近：「李雲開」判決との類似性

興味深いことに、日本の今回の判断は、中国の北京インターネット法院が2023年11月(判決公開はその後)に下した「李雲開(Li Yunkai)対劉(Liu)」事件の判決と非常に類似しています。

この判決において、裁判所はStable Diffusionを用いて作成された画像について、「原告はプロンプトの設計、パラメータの設定、画像の選択において一定の知的投資を行っている」として著作権を認めました<sup>16</sup>。裁判所は、AI技術の発展を阻害しないためには、人間の利用による創作活動を奨励すべきであるという政策的な観点も示しました。

千葉県警の判断も、この「プロセスにおける人間の知的努力(知的投資)」を評価した点で、米国型よりも東アジア型(日中)の実利的なアプローチに分類できると言えます。これは、AIを「脅威」としてではなく「拡張された道具」として受容し、そのエコシステム内で人間の権利を再定義しようとする姿勢

の現れです。

### 3.3 欧州連合(EU)の動向

EUは世界初の包括的なAI規制法である「EU AI法(EU AI Act)」を成立させましたが、著作権に関しては主に「透明性」と「学習データの権利処理」に重点を置いています<sup>17</sup>。生成物の著作権性については各国法(加盟国の著作権法)に委ねられていますが、大陸法系の「著作者人格権」を重視する伝統から、基本的には「人間の精神的創作物」であることを厳格に求める傾向があります。したがって、EU域内においても、単なるプロンプト入力のみでは著作権は認められにくく、日本のような「試行回数による創作性の認定」が受け入れられるかは不透明です。

---

## 4. 「警察の勇み足」論争: 法的リスクと批判的検討

### 4.1 司法判断なき「行政解釈」の独り歩き

本件に対する最大の懸念は、これが裁判所の判決(司法判断)ではなく、あくまで警察による捜査段階の判断(行政・捜査機関の解釈)に過ぎないという点です。一部の弁護士や法学者は、これを「警察の勇み足(Isami-ashi)」であると批判的に見ています<sup>19</sup>。

文化庁のガイドラインはあくまで「考え方」であり、法律そのものではありません。日本の裁判所は行政解釈に拘束されず、独自に法解釈を行う権限を持っています。もし検察が起訴し、公判において裁判所が「2万回試行しても、AIが描いた事実に変わりはない」として無罪判決を出せば、警察の判断は覆され、逆に「AI生成物には著作権がない」という強力な判例が確定してしまうリスクがあります<sup>21</sup>。

### 4.2 「無理筋」論と立証の困難性

さらに、実務的な観点から「無理筋(Muri-suji)」であるとの指摘もあります<sup>20</sup>。

- 創作性の特定: 最終的な画像データのどの部分がAIのアルゴリズムによるもので、どの部分がユーザーの指示によるものかを、事後的に客観的に切り分けることは極めて困難です。  
Photoshopのレイヤーデータのような明確な証拠がない限り、裁判で「創作的寄与」を証明するのは容易ではありません。
- 偶然性の排除: 2万回の試行のうち、本当に意図してその画像に到達したのか、それとも2万回引いた「ガチャ」の中でたまたま出た一枚を選んだだけなのか。後者であれば、それは発見であって創作ではありません。この内心の意図を客観証拠で立証するハードルは高いと言えます。

### 4.3 被疑者の防御権と社会的影響

被疑者が「作品に合う素材だった」と安易に利用を認めている点も、議論を複雑にしています<sup>4</sup>。もし被疑者が「これはAI生成物であり、パブリックドメインだと信じていた(故意の欠如)」と主張して争った場合、刑事事件としての有罪立証は難航するでしょう。警察があえて逮捕ではなく書類送検に留め

た背景には、こうした公判維持の難しさや、社会的影響を考慮した慎重な姿勢も窺えます。

## 5. 日本のAI著作権政策の変遷: 2018年から2025年へ

千葉県警の今回の判断は、突発的な出来事ではなく、日本のAI政策の流れの中で必然的に生じた帰結です。日本はこれまで、AI開発者に対して世界で最も寛容な法制度を敷いてきましたが、生成AIの普及に伴い、クリエイター保護へと舵を切りつつあります。

### 日本のAI著作権政策の変遷 (2018-2025)

規制緩和から保護強化への「振り子」

#### 2019年1月1日 ●著作権法改正（第30条の4）施行

権利者の許諾なく著作物を機械学習等の情報解析に利用することが可能となる（TDM例外規定）。この改正により、日本は世界的に見てもAI開発に有利な「機械学習パラダイス」と呼ばれる環境となつた。

#### 2024年 ●文化審議会「AIと著作権に関する考え方」

生成AIによる出力物が著作物として認められるためには、人間の「創作的寄与」が必要であると明確化された。単なるプロンプト入力ではなく、思想や感情を表現するための具体的な「加筆・修正」や「選択」が重要とされる。

#### 2025年11月20日 ●ターニングポイント

#### 【千葉県警】AI画像著作権侵害事件

千葉県警が著作権法違反（複製権侵害）の疑いで27歳の男を書類送検。AI生成画像に対し、加筆・修正による「創作的表現」が認められ、著作権が発生すると判断された全国初の摘発事例。

※AI生成物自体ではなく、人間が手を加えた部分に対する権利侵害として立件。

図3：日本のAI著作権法の重要なマイルストーン。2018年の法改正により日本は著作権データを学習に利用できる「機械学習パラダイス」となりましたが、2024年のガイドラインと2025年の千葉県警による摘発事例（通称「千葉ケース」）は、人間のクリエイター保護へと振り戻す大きな転換点を示しています。

Data sources: 文化庁 (Agency for Cultural Affairs), 首相官邸 (Prime Minister's Office), Medium (Generative AI Risks), Innovatopia, note (AI News)

## 5.1 2018年改正:機械学習パラダイスの創出

2018年、日本は著作権法第30条の4を改正し、営利・非営利を問わず、情報解析(AI学習)のための著作物利用を原則として無許諾で行えるようにしました<sup>24</sup>。これは「機械学習パラダイス」とも呼ばれ、AI開発を促進するための大膽な規制緩和でした。今回の千葉県警の件は「出力(利用)」に関するものであり、「入力(学習)」に関する30条の4とは直接矛盾しませんが、学習データの自由利用を認めつつ、出力物の権利は厳格に保護しようとする日本の「ダブルスタンダード」的なバランス感覚を象徴しています。

## 5.2 2024年ガイドライン:クリエイターへの配慮

生成AIの爆発的普及により、アニメーターやイラストレーターからの反発が強まると、政府は2024年に「AIと著作権に関する考え方」を発表し、軌道修正を図りました。ここで「創作的寄与」の概念が詳細化され、AIを利用しても条件次第で著作権が発生することが明確化されました。これは、AI開発者寄りだった政策の重心を、人間のクリエイター保護へと戻す試みでした<sup>10</sup>。

## 5.3 2025年千葉事例:執行の時代へ

そして2025年11月、千葉県警の摘発により、ガイドラインは単なる理念ではなく、実際に警察権力を行使する根拠となりました。これは、日本が「AI無法地帯」ではなく、「ルールあるAI活用社会」へと移行したことを告げるシグナルです。

---

# 6. 実務へのインパクトとステークホルダーへの提言

## 6.1 クリエイター(AI術師)への影響:「ログ保存」の義務化

本件がAIクリエイターに突きつけた教訓は、「プロセスこそが資産である」という点です。

- 生成ログの保存: 今後、AI生成物の著作権を主張するためには、プロンプト、Seed値、生成パラメータ、試行回数を示すログを証拠として保存することが必須となります。「2万回」という数字が基準となった以上、数回の生成で得られた画像に対する権利主張は法的リスクを伴います。
- 加筆・修正の推奨: 確実な保護を得るためにには、純粋な生成(txt2img)に留まらず、Photoshop等での加筆(inpainting, overpainting)を行い、その作業履歴を残すことが推奨されます。これにより、「部分的な著作物性」を確実に確保できます。

## 6.2 企業・ビジネス利用者への影響:「フリー素材」幻想の終焉

企業が広告や製品にAI生成画像を使用する際のリスク管理も一変します。

- デューデリジェンスの厳格化: ネット上に落ちているAI画像が「パブリックドメイン」であると即断することは危険です。もしその背後に「2万回の試行」を行った作者がいれば、無断使用は刑事罰の対象となり得ます。
- 権利クリアランス: AI生成物であっても、人間の著作物と同様に、利用許諾(ライセンス)の取得や権利の所在確認を行う必要があります。特に、商用利用可能なモデルで生成されたか、他者

の著作権を侵害していないか(類似性・依拠性)のチェックが不可欠です。

### 6.3 プラットフォーム事業者の役割

PixivやX(旧Twitter)などの投稿プラットフォームは、新たな対応を迫られる可能性があります。

- 来歴証明技術(C2PA)の導入: コンテンツがAIによって生成されたものであるか、人間がどの程度関与したか(編集履歴)をメタデータとして記録・表示する技術の導入が急がれます。
- 「創意的寄与」の可視化: ユーザーが自身の「努力量(試行回数や編集時間)」を証明できるバッジや認証システムの提供が、新たな付加価値となるでしょう。

---

## 7. 結論: デジタル著作権の新たな地平

千葉県警による今回の書類送検は、AIと著作権を巡る議論において、日本が独自の「第3の道」を歩み始めたことを示しています。米国のような「人間中心主義」による完全排除ではなく、無制限な「AI放任主義」でもない、「労力とプロセスに裏打ちされたAI創作」を保護するという実利的なアプローチです。

「2万回のプロンプト」という基準は、一見すると極端に高く見えますが、これは「AIは道具に過ぎない」という法的フィクションを維持するための防波堤でもあります。もし数回のプロンプトで著作権が認められれば、著作権制度自体が崩壊しかねません。逆に、どれだけ努力しても認められなければ、クリエイターの創作意欲は減退します。千葉県警の判断は、この危ういバランスの上に成り立つ、極めて日本のかつ現実的な解釈の産物と言えるでしょう。

今後、検察が起訴に踏み切るか、そして裁判所がどのような判断を下すかが、日本の、ひいては世界のAI著作権ルールの行方を決定づけることになります。我々は今、デジタル・クリエイティビティの定義が書き換えられる歴史的瞬間に立ち会っているのです。

### 引用文献

1. 千葉県警が全国初摘発 | AI\_BOY - note, 12月 17, 2025にアクセス、  
[https://note.com/ai\\_boy/n/n77918e032bc6](https://note.com/ai_boy/n/n77918e032bc6)
2. 生成AI画像の無断複製で書類送検 著作物性判断がAI利用実務を左右 ..., 12月 17, 2025にアクセス、[https://plus-web3.com/media/latestnews\\_1010\\_6495/](https://plus-web3.com/media/latestnews_1010_6495/)
3. Stable Diffusionで生成した画像を他人が無断で使用し「著作権法 ..., 12月 17, 2025にアクセス、<https://innovatopia.jp/ai/ai-news/72132/>
4. 生成AI画像に“著作権”成立と判断 千葉県警、無断複製で27歳男を ..., 12月 17, 2025にアクセス、[https://ledge.ai/articles/gen\\_ai\\_image\\_copyright\\_case\\_chiba\\_police](https://ledge.ai/articles/gen_ai_image_copyright_case_chiba_police)
5. AI, copyright, and business: navigating global legal challenges in ..., 12月 17, 2025にアクセス、  
<https://www.tandfonline.com/doi/full/10.1080/13600869.2025.2590795?src=>
6. AI生成画像の著作権、無断複製で全国初の書類送検へ, 12月 17, 2025にアクセス、  
[https://www.khitc.com/wp/af/ai\\_tyosaku/](https://www.khitc.com/wp/af/ai_tyosaku/)
7. AIと著作権【第16回】AI生成物に著作権はあるのか? ~著作物性と ..., 12月 17, 2025に

- アクセス、<https://storialaw.jp/blog/12078>
8. 「AIと著作権に関する考え方について(素案)」に関する ... - 文化庁, 12月 17, 2025にアクセス、  
[https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashinkai/chosakuken/bunkakai/69/pdf/94022801\\_05.pdf](https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashinkai/chosakuken/bunkakai/69/pdf/94022801_05.pdf)
9. AI と著作権に関する考え方について - 文化庁, 12月 17, 2025にアクセス、  
[https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashinkai/chosakuken/pdf/94037901\\_01.pdf](https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashinkai/chosakuken/pdf/94037901_01.pdf)
10. 解説・「AIと著作権に関する考え方について」 - 文化庁, 12月 17, 2025にアクセス、  
[https://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/pdf/94097701\\_02.pdf](https://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/pdf/94097701_02.pdf)
11. 「AIと著作権に関する考え方について」の公表について② ~生成 ..., 12月 17, 2025にアクセス、<https://innoventier.com/archives/2024/07/17087>
12. U&C ACCS寄稿記事「生成AIのビジネスでの活用と著作権上の留意 ... , 12月 17, 2025 にアクセス、<https://www.forum8.co.jp/topic/accs150.htm>
13. AIの著作権とは? 生成物の権利・侵害リスク・安全な活用法をわかり ..., 12月 17, 2025 にアクセス、<https://mikata-ins.co.jp/lab/jigyo/111425/>
14. AI Dilemma: Copyrighting Creativity in the Age of Artificial Intelligence, 12月 17, 2025にアクセス、  
<https://cybercrimejournal.com/menuscript/index.php/cybercrimejournal/article/download/407/118/817>
15. (PDF) AI, copyright, and business: navigating global legal ..., 12月 17, 2025にアクセス、  
[https://www.researchgate.net/publication/397930791\\_AI\\_copyright\\_and\\_business\\_navigating\\_global\\_legal\\_challenges\\_in\\_the\\_era\\_of\\_generative\\_content\\_and\\_digital\\_replicas](https://www.researchgate.net/publication/397930791_AI_copyright_and_business_navigating_global_legal_challenges_in_the_era_of_generative_content_and_digital_replicas)
16. 生成AIによる著作権の侵害事例と最新の判例 - 企業法務弁護士ナビ, 12月 17, 2025にアクセス、<https://houmu-pro.com/property/297/>
17. Japan Police Accuse Man of Unauthorized Use of AI-Generated ..., 12月 17, 2025にアクセス、  
<https://www.ign.com/articles/japan-police-accuse-man-of-unauthorized-use-of-ai-generated-image-in-landmark-copyright-case>
18. The European Union is still caught in an AI copyright bind - Bruegel, 12月 17, 2025 にアクセス、  
<https://www.bruegel.org/analysis/european-union-still-caught-ai-copyright-bind>
19. 【みんなの反応】「AI生成画は著作物」、無断複製の疑いで男を ..., 12月 17, 2025にアクセス、<https://netnavi.appcard.jp/e/5C4G7S->
20. 日刊リウイチ - asahi-net.or.jp, 12月 17, 2025にアクセス、  
<http://www.asahi-net.or.jp/~wf9r-tngc/nikko.html>
21. AI生成画像を無断複製で書類送検 - Authense法律事務所, 12月 17, 2025にアクセス、  
<https://www.authense.jp/keiji/column/464/>
22. 弁護士の実践 生成AIの時代の弁護士業務 - note, 12月 17, 2025にアクセス、  
[https://note.com/teruo\\_tojo/n/nd33e1b50fc8b](https://note.com/teruo_tojo/n/nd33e1b50fc8b)
23. “1000年前の建物”パズルにして販売「無断使用」と訴えた寺院の ..., 12月 17, 2025にアクセス、<https://www.ben54.jp/news/1397/images>
24. Generative AI Risks and Countermeasures: Why Japan Lags Behind ..., 12月 17,

2025にアクセス、

[https://medium.com/@email\\_2235/generative-ai-risks-and-countermeasures-why-japan-lags-behind-what-the-dangers-are-and-how-to-1d97ccff7986](https://medium.com/@email_2235/generative-ai-risks-and-countermeasures-why-japan-lags-behind-what-the-dangers-are-and-how-to-1d97ccff7986)